

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律要綱

第一 社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減（第一条から第十三条まで関係）

一 納期限又は納付期限から一定の期間を経過するまでの間の延滞金の割合の軽減

第二に掲げる保険料、掛金その他の徴収金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について、現行では、年十四・六パーセントの割合で徴収しているところ、納期限又は納付期限の翌日から三月（第二の13から15までに掲げる保険料等にあつては、二月）を経過する日までの間は、年七・三パーセントの割合で徴収することとする事。

二 延滞金の割合の特例

一 の延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、一にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時において日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とすること。

第二 延滞金の軽減措置を講ずる保険料等

保険料等とは、次に掲げるものをいうこと。

- 1 厚生年金保険の保険料並びに厚生年金基金の掛金及び厚生年金保険法第四百十条第一項の規定による徴収金（確定給付企業年金法の規定により企業年金基金が厚生年金基金とみなされて徴収する場合を含む。）（厚生年金保険法第八十七条第一項、第四百四十一条第一項及び附則第十七条の十四並びに確定給付企業年金法第一百二十二条第六項関係）
- 2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料、未納掛金に相当する額及び特例掛金（同法第二条第八項、第五条第八項及び第八条第八項関係）
- 3 児童手当法の規定による拠出金（同法第二十二條第一項関係）
- 4 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金（国民年金法第九十七条第一項、第三百三十四条の二第一項及び附則第九条の二の五関係）
- 5 日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金（国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項関係）
- 6 地方団体関係団体が納付すべき掛金及び負担金（地方公務員等共済組合法第四百四十四条の十三第三

項及び附則第三十四条の二関係)

7 私立学校教職員共済法の規定による掛金(同法第三十条第三項及び附則第三十五項関係)

8 石炭鉱業年金基金の掛金(石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項関係)

9 旧農林漁業団体等に係る特例業務負担金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第五十七条第四項関係)

10 農業者年金の保険料(独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の二関係)

11 健康保険の保険料(健康保険法第八十一条第一項及び附則第九条関係)

12 船員保険の保険料(船員保険法第一百三十三条第一項及び附則第十条関係)

13 労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十七条第一項及び附則第十二条関係)

14 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定による特別保険料(同法第十九条第三項

関係)

15 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金(同法第三十八条第一項関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部を除き、平成二十二年一月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 適用区分

第一の延滞金の軽減措置は、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例によるものとする。（附則第二条関係）

三 その他

その他関係法律について、所要の改正を行うこと。（附則第三条から附則第七条まで関係）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律要綱

第一 趣旨

この法律は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業における被保険者等に関する年金記録の管理の不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で厚生年金保険法による保険給付（これに相当する給付を含む。以下同じ。）又は国民年金法による給付（これに相当する給付を含む。以下同じ。）（以下第一において「年金給付等」という。）を受け権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。以下同じ。）が行われた場合において適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日より大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるようにするための加算金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 （第一条関係）

第二 特別加算金の支給

一 保険給付遅延特別加算金の支給

社会保険庁長官は、厚生年金保険の受給権者又は受給権者であった者（未支給の保険給付の支給を請

求する権利を有する者を含む。) について、年金記録の訂正がなされた上でこの法律の施行の日(以下「施行日」という。) 以後に当該受給権に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払うものとされる保険給付(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(以下「時効特例法」という。))の規定により支払うものとされる保険給付又はこれに相当する保険給付として政令で定めるものに限る。以下同じ。)の全額を基礎として、受給権を取得した日に適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払われることとされた日から当該保険給付を支払うこととする日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額(以下「保険給付遅延特別加算金」という。)を、当該保険給付を支払うこととされる者に対し支給するものとする。 (第二条関係)。

二 給付遅延特別加算金の支給

社会保険庁長官は、国民年金の受給権者又は受給権者であった者(未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。) について、年金記録の訂正がなされた上で施行日以後に当該受給権に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払うものとさ

れる給付（時効特例法の規定により支払うものとされる給付又はこれに相当する給付として政令で定めるものに限る。以下同じ。）の全額を基礎として、受給権を取得した日に適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払われることとされた日から当該給付を支払うこととする日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「給付遅延特別加算金」という。）を、当該給付を支払うこととされる者に対し支給するものとする。 （第三条関係）

第三 費用

保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金（以下第三において「加算金」という。）の支給に要する費用は、それぞれ厚生年金保険事業に要する費用及び国民年金事業に要する費用に含まれるものとする。この場合において、加算金をそれぞれ当該加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付及び国民年金法による給付とみなして、厚生年金保険法及び国民年金法の国庫の負担に関する規定並びに同法の基礎年金拠出金に関する規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）を適用するものとする。 （第七条第一項関係）

第四 不服申立て

1 保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する処分等（2の処分等を除く。）に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができるものとする。 （第八条第一項関係）

2 厚生年金保険法による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金又は国民年金法による脱退一時金に係る給付遅延特別加算金の支給に関する処分等に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができるものとする。 （第九条関係）

3 1又は2の処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができないものとする。 （第十一条関係）

第五 受給権の保護等

保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関し、受給権の保護、公課の禁止、不正利得の徴収及び時効について所要の規定を設けること。 （第四条から第六条まで及び第十二条関係）

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関する経過措置

1 保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金は、施行日前に第二の一又は二の裁定が行われた者に対しても支給するものとする。ただし、施行日前に当該保険給付又は当該給付を支払われた者（以下「既支払者」という。）に対する保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給は、当該者の請求により行うものとする。こと。（附則第二条第一項関係）

2 1のただし書の場合において、公布日以後に当該保険給付又は当該給付を支払われた既支払者であつて、施行日において当該保険給付に係る受給権に基づき厚生年金保険法による保険給付を受けているもの又は当該給付に係る受給権に基づき国民年金法による給付を受けているものは、施行日において、1のただし書の請求をしたものとみなすものとする。こと。（附則第二条第二項関係）

3 既支払者が施行日前に死亡した場合又は既支払者であつて1のただし書の請求をしていないもの（2により1のただし書の請求をしたものとみなされるものを除く。）が施行日以後に死亡した場合

においては、その者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、当該保険給付に係る保険給付遅延特別加算金又は当該給付に係る給付遅延特別加算金の支給の請求を行うことができるものとする。 （附則第二条第三項関係）

4 既支払者が1のただし書の請求（2により1のただし書の請求をしたものとみなされる場合を含む。）をした後に死亡した場合又は3により保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の請求をした者が当該請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金でその支払を受けなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給の請求を行うことができるものとする。 （附則第三条第一項関係）

5 1のただし書、3及び4の請求は、施行日から五年以内に行わなければならないものとする。

（附則第二条第八項及び附則第三条第二項関係）

第七 年金給付の支給に係る業務に係る体制の整備

国は、適正な年金記録に基づく年金給付の支給に係る業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該業務に従事する人材の確保その他必要な体制の整備を図るものとする。 (附則第四条関係)

第15回社会保障審議会年金部会
平成21年5月26日

参考資料3

平成21年2月12日
社会保障改革推進懇談会(第1回)提出資料

年金制度の機能強化

厚生労働省年金局

年金制度の課題と機能強化について

1. 16年改正による年金財政の枠組み構築

平成16年年金制度改正においては、長期的な給付と負担の均衡を確保し、公的年金制度を持続可能なものとする見直しを実施し、新たな年金財政の枠組みを構築。

16年改正の最後の仕上げにあたる基礎年金国庫負担割合2分の1の実現については、所要の法案を今国会に提出。早期の成立を図る。

2. 残された課題

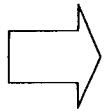
年金財政の安定性が高まり、40年加入の満額年金の受給者が多数現れるようになったが、一方で、高齢者間の所得格差が拡大しているとの指摘等もあり、無年金者や低年金者の問題が焦点化。

3. 機能強化をめぐる議論の進展

公的年金制度の在り方については、労使の関係団体や報道機関からの提言、国会での議論等を通じて、様々な見解が示されてきた。

昨年11月にとりまとめられた社会保障国民会議の最終報告においては、基礎年金の最低保障機能の強化等が提言されている。

社会保障審議会年金部会においては、昨年春以降議論を進め、社会保障国民会議の議論を踏まえつつ、11月末に中間的整理をとりまとめたところ。



今国会に提出した基礎年金国庫負担割合2分の1法案には、基礎年金の最低保障機能強化等についての検討規定が附則に盛り込まれている。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（今国会提出）

附則第二条

（検討）

第二条 政府は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定を踏まえつつ、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策について機能強化及び効率化を図ることの重要性にかんがみ、その一環として、公的年金制度について、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項に関する検討を進め、当該事項がそれぞれ制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。

安定財源の確保への道筋についての議論を踏まえつつ、基礎年金の最低保障機能の強化等の具体策を確立していくことが、課題。

※ 参考

○ 所得税法等の一部を改正する法律案 附則第104条

政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代（平成22年から平成31年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

○ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号） 附則第3条

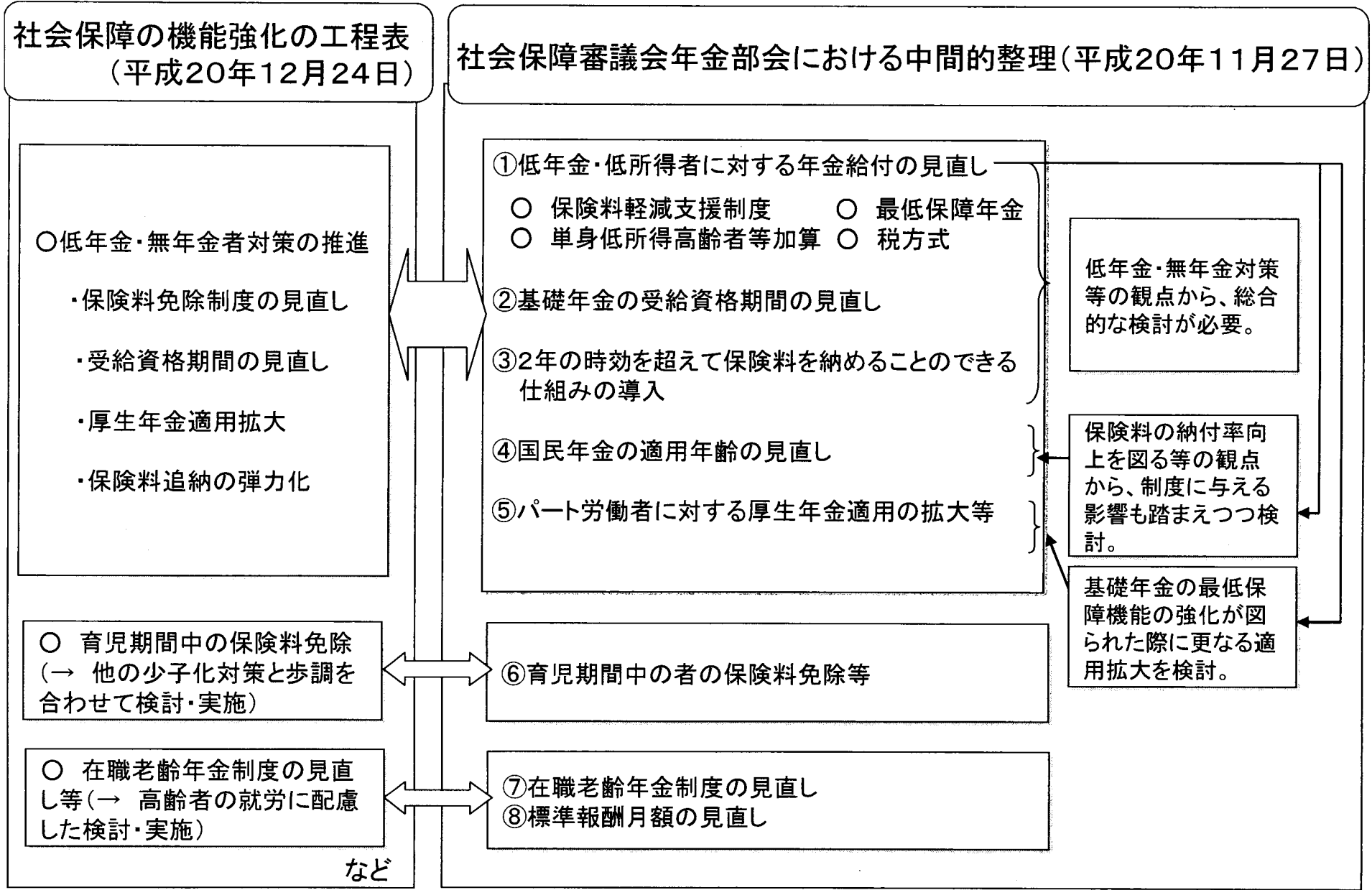
（検討）

第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

3 （略）

社会保障の機能強化の工程表と社会保障審議会年金部会の中間的整理の対比



※ 今回の法案においては、老齢基礎年金の額計算について、保険料免除期間を保険料納付済期間の2分の1に評価(現在は3分の1)する等の措置を講じ、低所得の方に対する年金保障の充実を図っている。

社会保障審議会年金部会の中間的整理(平成20年11月)

社会保障審議会年金部会においては、16年改正後の残された課題として、以下の項目について議論し、中間的整理をとりまとめ。

①低年金・低所得者に対する年金給付の見直し

- 【最低保障年金】:基礎年金において低年金者に対し一定額を保障
 - 滞納者にも一定額の年金を支給するため、保険料の納付意欲に悪影響が大きく、こうした課題への対処を図る工夫が必要。
 - 【保険料軽減支援制度】:保険料拠出時に所得に応じて保険料の一部を軽減し、軽減後の保険料納付を求める一方、軽減分を公的に支援
 - 所得に応じた保険料で満額の基礎年金を受けられる仕組みであり、社会保険方式の基本は踏まえた案。最低保障年金のようなモラルハザードが生じないと考えられる。
 - 【単身低所得高齢者等加算】:基礎年金の額が満額であるか否かにかかわらず、著しく所得の低い単身高齢者等の基礎年金に加給金を加算
 - 低年金者等への対応という観点からは即効性があるのはいか。ただし、もともと低年金である者はこの加算だけでは十分な基礎年金を受給できない場合もあることに留意が必要。
 - 【税方式】:基礎年金に必要な財源を全額税財源で賄う税方式を導入する。
 - 中長期的な視点で引き続き議論。
- ※ 以上に併せて高所得者に対する年金給付の扱い等について検討。

②基礎年金の受給資格期間の見直し

- 納付した保険料はできる限り年金給付に結びつけるべきという考え方を踏まえ、例えば10年程度とすることも考えられる。(①、③と併せて総合的な検討が必要。)

③2年の時効を超えて保険料を納めることのできる仕組みの導入

- 2年の時効を超えて保険料を納めることができる事後納付の仕組みの導入を積極的に検討すべき。(①、②と併せて総合的な検討が必要。)

④国民年金の適用年齢の見直し

- 大学進学率の上昇の状況を踏まえ、また、保険料の納付率の向上を図る観点から、国民年金の適用年齢を25歳～65歳に引き上げることについて、引き続き検討することが適当。

⑤パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

- まず、被用者年金一元化法案の早期成立を図るべき。基礎年金の最低保障機能強化などにより制度環境が大きく変化した際に、更なる適用拡大を検討すべき。

⑥育児期間中の者の保険料免除等

- 被用者年金の被保険者に限られている対象を国民年金加入の自営業者等にも拡大することについて、更に検討を進めるべき。

⑦在職老齢年金の見直し

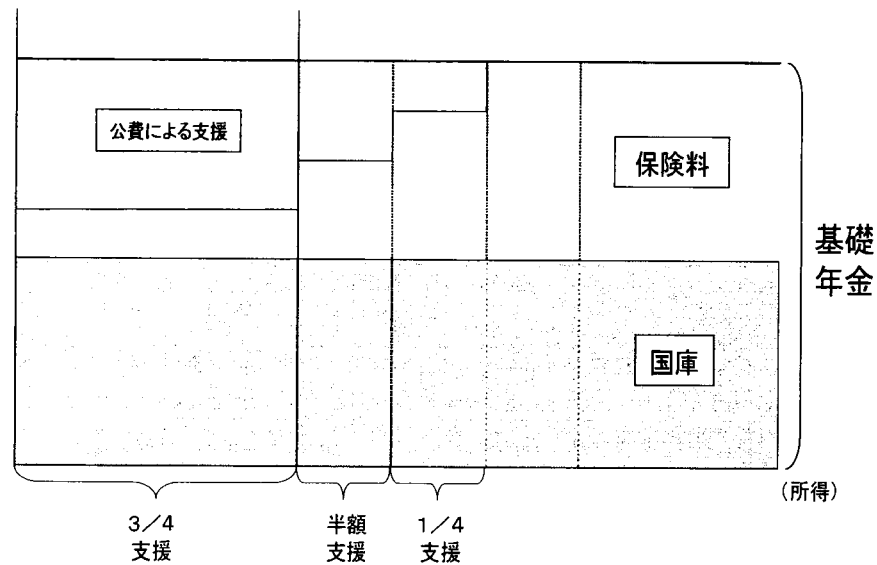
- 現役世代の負担との均衡や年金財政への影響を踏まえつつ、支給停止の開始点である28万円を一定程度緩和することも考えられる。

⑧標準報酬月額の見直し

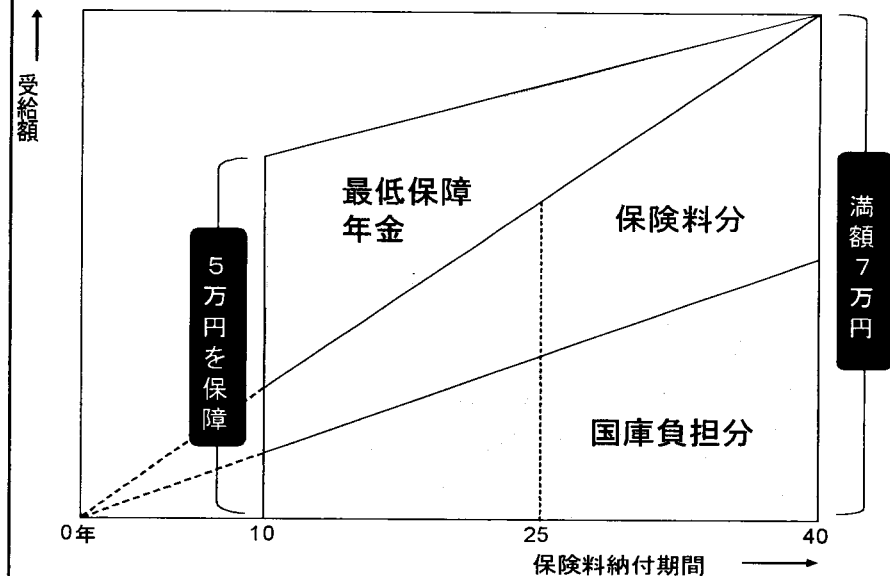
- 標準報酬の上限を超える高所得者に、実際の報酬に見合った負担をしてもらうため、現行の上限を超えた分も負担を求めることを検討すべき。

追加的な費用が必要となる場合、保険料負担により対応するか、税財源で対応するかは重要な検討課題。

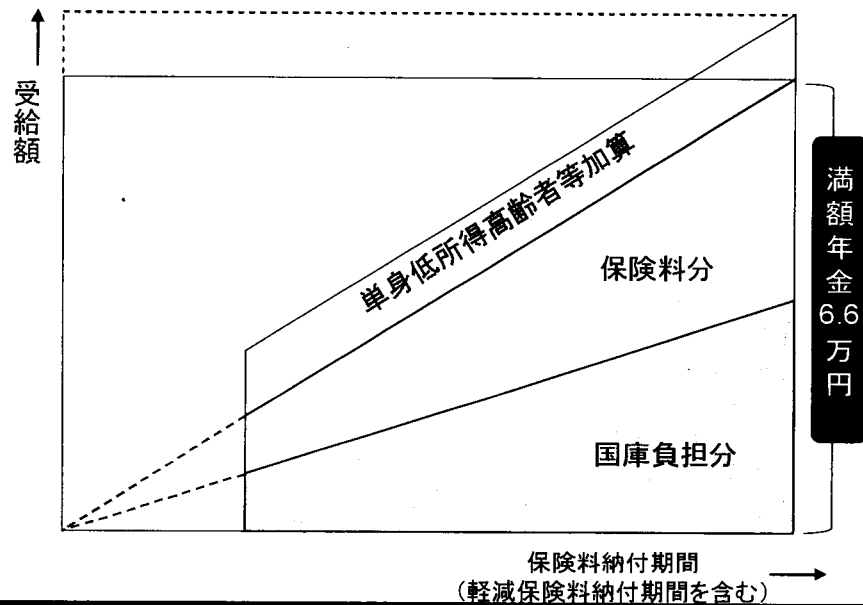
○ 保険料軽減支援制度のイメージ



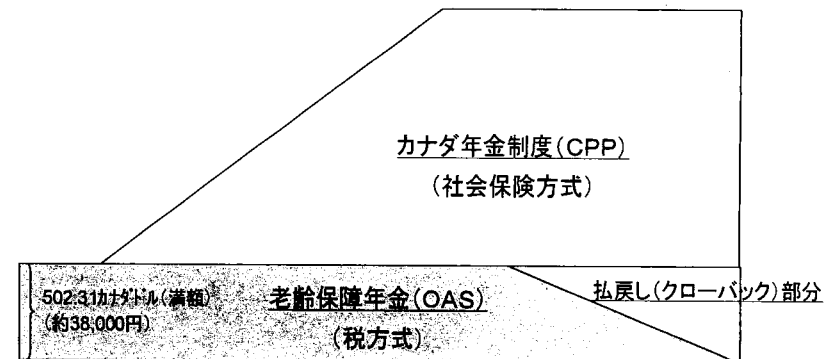
○ 最低保障年金のイメージ



○ 単身低所得高齢者等加算のイメージ



○ 税方式(カナダの老齢保障年金の例)



(参考) 1カナドル=75円 (2009年2月2日の実勢レート)

※ 給付額は月額。(数値は2008年1月現在)

※ 満額の老齢保障年金(OAS)の額は40年のカナダ居住期間を有する場合に支給(40年未満の場合は不足1年につき満額の1/40に相当する額を減額)

※ OASの受給者であって、総所得額が一定額(月額5393.17カナドル(約404,000円))を超える場合は、総所得額のうち当該一定額を超える部分の額の15%に相当する額を税として国に払い戻すことになっている。総所得が8741.92カナドル(約656,000円)以上の場合、OASが全額支給停止。